



3 2 法第百十六条第一項の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

3 3 法第百十六条第四項の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第九条の規定を読み替えて適用する場合における林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第二項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

（農業経営基盤強化促進法の特例）

**第九条** 法第百十七条第一項の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2 法第百十七条第一項の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の特例）

**第十条** 法第百十九条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2 法第百十九条の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

3 法第百十九条の規定により林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第七条の規定を読み替えて適用する場合における林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第二百五十三号）第三条第二項の規定の適用については、同項中「十五年」とあるのは、「十八年」とする。

4 法第百十九条に規定する資金に係る都道府県貸付金についての林業・木材産業改善資金助成法施行令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十六年」とあるのは、「十九年」とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

**第十一条** 法第二十一条第一項の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2 法第二十一条第一項の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例）

**第十二条** 法第二十二条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2 法第二十二条の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

3 法第二十二条第二項の規定により中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十三条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「十年」とあるのは、「十五年」とする。

4 法第二十二条第二項に規定する資金に係る都道府県貸付金についての中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令第三条第三項の規定の適用については、同項中「六年」とあるのは、「九年」とする。

5 法第二十二条第三項の規定により中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十四条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令第四条第一項の規定の適用については、同項の表中「九年」とあるのは、「十二年」と、「三年」とあるのは、「六年」と、「五年」とあるのは、「八年」と、「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の特例）

**第十三条** 法第二十三条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2 法第二十三条の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

3 法第二十三条第二項の規定により農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第九条の規定を読み替えて適用する場合における農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）第五条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

4 法第二十三条第三項の規定により農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十条の規定を読み替えて適用する場合における農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令第六条第一項の規定の適用については、同項の表中「九年」とあるのは、「十二年」と、「五年」とあるのは、「八年」と、「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の特例）

**第十四条** 法第二十四条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2 法第二十四条の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例）

**第十五条** 法第二十五条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2 法第二十五条の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

3 法第二十五条の規定により脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条の規定を読み替えて適用する場合における脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三号）第二条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の特例)

**第十六条**

法第一百二十六条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

**第二項**

法第一百二十六条の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

**第三項**

法第一百二十六条第二項の規定により地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三年政令第十五号)第三条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第四項中「五年」とあるのは「八年」とする。

**第四項**

法第一百二十六条第二項に規定する資金に係る都道府県貸付金についての地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第三条第五項の規定の適用については、同項中「六年」とあるのは、「九年」とする。

**第五項**

法第一百二十六条第三項の規定により地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第三条第五項の規定を読み替えて適用する場合における地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第四条第一項の規定の適用については、同項の表中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

**附則**

この政令は、法の施行の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

**附則**

この政令は、平成二四年八月二九日政令第二二九号

**附則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（平成二六年三月二八日政令第九五号）抄

**附則**

（平成二五年三月一五日政令第六二号）抄

**附則**

（平成二十六年四月一日）から施行する。

**附則**

（平成二七年三月二〇日政令第八〇号）抄

**附則**

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附則**

（平成二七年二月一二日政令第四五号）抄

**附則**

（平成二八年三月一六日政令第六四号）抄

**附則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（平成二九年三月二三日政令第三九号）抄

**附則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（平成二九年三月一六日政令第四八号）抄

**附則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（平成二一年三月一日政令第三三号）抄

**附則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（平成二一年三月一三日政令第五三号）抄

**附則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（平成二一年三月一四日政令第六三号）抄

**附則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（令和四年三月三〇日政令第一三〇号）抄

**附則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（令和四年六月一二日政令第二二九号）抄

**附則**

（施行期日）

この政令は、法の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月二九日政令第七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月三十日政令第一四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。